

授業料免除対象者

金沢大学では、大学院及び別科の学生を対象に本人の申請に基づき本学の免除関係規則により家計基準、学力基準を審査、選考のうえ、予算の範囲内で、各学期ごとに授業料の全額、半額または一部を免除する制度があります。

免除の申請を希望する学生は、下記を確認のうえ、申請に必要な書類を揃えて申請してください。

なお、授業料免除に関する事項は、すべて事前に掲示でお知らせしますので、見落とさないよう、その指示に従ってください(学生支援課の掲示板は、本部棟2階にあります)。

また、申請の書類等に虚偽の事実があることが判明した場合や学則に定める懲戒を受けた場合は、免除を許可された後であっても、その許可を取消します。

おって、免除を許可された方については、その免除額は国民の皆様の税金により補填されていることを自覚し、社会的責任も負う心構えを持って、一層の勉学に励むことを期待しています。

申請資格

- (1)経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2)各学期納期前 6 か月以内(新入学生は、入学年度の最初の学期に限り入学前 1 年以内)に以下のいずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難になった者

- ① 学資負担者が死亡、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合